

議案第23号

大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成30年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
<p>(住宅宿泊事業の実施の制限)</p> <p>第2条 法第18条の規定に基づき条例で定める住宅宿泊事業の実施を制限する区域（以下「実施制限区域」という。）及び期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区域</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は義務教育学校の敷地の周囲100メートル以内の区域</u> </td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[2・3 略]</p>	区域	期間	[略]		<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は義務教育学校の敷地の周囲100メートル以内の区域</u>	[略]	<p>(住宅宿泊事業の実施の制限)</p> <p>第2条 [同左]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区域</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[同左]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校の敷地の周囲100メートル以内の区域</u> </td> <td style="text-align: center;">[同左]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[2・3 同左]</p>	区域	期間	[同左]		<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校の敷地の周囲100メートル以内の区域</u>	[同左]
区域	期間												
[略]													
<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は義務教育学校の敷地の周囲100メートル以内の区域</u>	[略]												
区域	期間												
[同左]													
<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校の敷地の周囲100メートル以内の区域</u>	[同左]												
備考 表中の[ ]の記載は注記である。													

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

住宅宿泊事業の実施を制限する区域を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。